

# 牟岐町不妊治療費助成事業

牟岐町では不妊治療を行っているご夫婦の経済的負担の軽減を図り支援することを目的として、令和7年4月1日から不妊治療費の助成を開始します。

## 【対象となる治療】

生殖補助医療・・・体外受精・顕微授精・男性不妊治療



## 【対象者】

- ・ 法律上の婚姻している夫婦または事実婚関係にある者
- ・ 申請日において、夫婦ともに牟岐町に1年以上住民登録していること（ただし諸事情により夫または妻のいずれか一方の住所がない場合であっても、牟岐町以外の自治体から不妊治療費の助成を受けていない場合は対象者とみなす。）
- ・ 助成の対象となる生殖補助医療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- ・ 申請に係る治療について、牟岐町以外の地方公共団体から助成を受けていないこと
- ・ 夫婦ともに牟岐町の税金の滞納がないこと

## 【助成金額】

1回の治療につき上限10万円

※入院時の差額ベッド代、食事代または文書料等、直接治療に関係のない費用は含まない

## 【助成の回数】

助成の対象となる生殖補助医療の開始日における妻の年齢が

40歳未満・・・6回まで

40歳以上43歳未満・・・3回まで

## 【申請期限】

1回の治療計画による助成対象診療が終了した日から1年以内

## 【申請に必要なもの】

- ・ 牟岐町不妊治療費助成金申請書兼請求書兼同意書
- ・ 牟岐町不妊治療費助成事業受診等証明書（生殖補助医療実施分） ※医療機関で作成してもらう
- ・ （院外処方を受けた場合）牟岐町不妊治療費助成事業受診等証明書（院外処方における調剤分）
- ・ 医療機関等が発行する助成対象診療に要した費用の領収書及び診療明細書
- ・ 戸籍謄本（3か月以内） ※初回申請時または夫婦が別世帯、事実婚にある場合
- ・ （事実婚の場合）事実婚に関する申立書
- ・ 保険者から高額療養費または付加給付を受けた場合は限度額適用認定書または明細書の写し
- ・ 振込口座がわかるもの

## 【助成の決定】

必要書類がすべてそろってから審査します。

審査結果は、牟岐町不妊治療費助成事業交付（不交付）決定通知により通知します。

申請先および問い合わせ先 牟岐町役場 健康生活課（保健師）まで 電話 0884-72-3417